

令和 5 年 9 月 28 日

保護者各位

川崎町教育委員会
教育長 相原 稔彦
川崎町立富岡中学校
校長 渡邊 真由美

感染症に関する出席停止の取扱いについて

下記の感染症にお子様がり患した場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止となります。この期間中は欠席扱いとはなりませんので、医師の指示等をよく確認し、治療に専念してください。
なお、学校では感染症まん延予防のため出席停止の指示を行いますので、お子様が感染症の診断等（検査）を受けた場合は、速やかに電話連絡を入れてください。

《感染症の種類と登校基準》

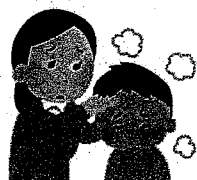
※学校保健安全法では、感染症法の対象（1類～5類）となる感染症が以下の3種に分けられます。

	種 類	登 校 基 準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、痘そう、南米出血熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱後2日（幼児にあつては3日）経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで *出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒のマスク着用を推奨する。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水とう（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ----- その他の感染症<感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）、サルモネラ感染症、マイコプラズマ感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑 等>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※登校基準は目安の期間となりますので、お子様の体調が十分に回復してから登校させるようお願いいたします。

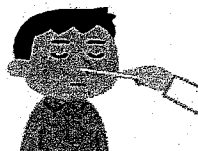
《出席停止の流れ》

①感染症の発症



症状が発症した日を把握しておきましょう。

②病院の受診等



○感染症の診断（判定含）を受けた場合は、速やかに学校へ電話連絡を入れましょう。

病院で記入する書類、学校へ取りにきてもらう書類はありません。



③学校へ電話連絡

- 児童生徒の氏名
- 感染症名
- 発症日及び症状
- 医師からの指示等について、学校へ伝えてください。

④療養

○医師等から指示された期間は、体調回復に努めましょう。



⑤回復及び登校



○指示された期間が明けて、登校できるようになってから、学校からお子様を通じて「出席停止について」を配付します。



⑥「出席停止について」の学校提出

○今回、罹患した感染症名、出席停止期間、受診した医療機関について、保護者が用紙に記入し、児童生徒を通じて学校へ提出してください。

出席停止期間は、年齢によらず幼稚園・こども園・小学校・中学校ともに同じ期間となります。

【新型コロナウイルス感染症 出席停止期間早見表】

●出席停止期間：「発症した後5日を経過」かつ「症状が軽快した後1日」

○発症した日（症状が出た日）は、0日目となります。

○感染症は新型コロナウイルスだけではなくありませんので、発熱やその他の症状があるときは、
医療機関を受診されることをおすすめします。

基準	発症した後5日を経過	発症後 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後		
								6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に 症状が軽快した場合	発症	症状 軽快	症状軽快 後1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例2	発症後2日目に 症状が軽快した場合	発症	症状 継続	症状 軽快	症状軽快 後1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例3	発症後3日目に 症状が軽快した場合	発症	症状 継続	症状 継続	症状 軽快	症状軽快 後1日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例4	発症後4日目に 症状が軽快した場合	発症	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 軽快	症状軽快 後1日目	登校 可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例5	発症後5日目に 症状が軽快した場合	発症	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 軽快	症状軽快 後1日目	登校 可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例6	発症後6日目に 症状が軽快した場合	発症	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 継続	症状 軽快	症状軽快 後1日目	登校 可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

出席停止期間は、未就学児と小・中学生とで異なります。

【インフルエンザ 出席停止期間早見表】

●出席停止期間：「発症した後5日を経過」かつ「解熱後2日」（幼児は3日）

○発症した日（症状が出た日）は、0日目となります。

○感染症はインフルエンザだけではなく、発熱やその他の症状があるときは、

医療機関を受診されることをおすすめします。

基準	発症した後5日を経過	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後5日を経過した後		
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

※「解熱」とは、解熱剤を使用せずに解熱していることを指します。